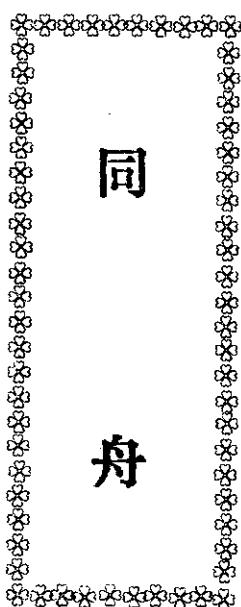


法社
人団

東京都宅地建物取引業協会
府中支部

昭和42年
10月号通信
No. 46

同舟



昭和四十二年十月八日発行

発行者

府

法社人団

東

京都

都

宅

地

建

物

取

引

業

協

会

報道出版部長
編集発行責任者

府

法社人団

東

京都

都

宅

地

建

物

取

引

業

協

会

中

京

都

支

部

高内

野山

豊一

次壱

一、第八回（十月定例）支部役員会開催

二、消 息

原

爆

三、私 見

（承前）

四、玉 盗 伐 の 話 (二)

五、六 瓦 章 の 色々

七、古 語 尺 話

記

事

九、八 物 件 紹 介

六、編 集 後 記

第八回（十月定例）支部役員会開催

とき 十月七日午后四時より

ところ ダイワ不動産内 支部事務所

出席者 横崎、栗山、加藤（武）、結城、辻、山村、

平井、芦川、関谷、栗原、加藤（友）、各

理事（吉野、山岸理事欠席）

内山監事、高野相談役

A 報告事項

一、山村支部長より

(1) 公共用地取得連絡委員会の設定について従来東京都は概ね地主より直接公共用用地を買取つておつたが今後の買入は多少に拘らず業協会を通すことに決定したるにより本部としてはこれが受入態勢を考究するの要あるもそれは実現の曉に譲ることゝし取敢ず物件所在の当該支部がその取扱をなすことのみを内定した。

二、辻副支部長より

(1) 不動産祭りの街頭相談所開設について
当日は当支部より栗山、芦川両相談委員が午前十時より又理事全員は午后一時より出席して夫々相談に当ることになつた。

(2) 不動産祭りの街頭相談所開設について
十月九日京王線調布駅北口に於て調布、立川及び府中の三支部が合同して街頭相談所を開設する。

- (1) 議員団等結成準備委員会について
議員団等の要綱を審議決定
- (2) 店外掲示会員章について
余分多数あり購入方を希望
- (3) 不動産登録センターについて
審議したるも決定に至らず継続審議することになる。

三、本部総務部会合について

- 不動産手帳作成を審議決定 一百円内外を以て年末には配付見込
- 従業員待遇改善事項を審議
従業員退職手当支給に関し一人一ヶ月三百円程度を積立て従業員全員が加入せんとするものなるも委細は決定を見ず

三、結城指導部長より

- (1) 名刺の肩書き記才について
モクリ業者撲滅対策の一環として業者の名刺には肩書きとして所属支部名並に免許番号を記

(2) 不動産祭りについて

来る十月十五日文京公会堂に於て行う本部不動産祭りについては当支部より平井、山村、加藤（武）の三理事が出席することになつた。

(3) 物件説明書について

十月九日京王線調布駅北口に於て調布、立川及び府中の三支部が合同して街頭相談所を開設する。

- 1 -

(1) 運営規約案について
ブロック運営規約案等を審議決定

(2) 全宅連代議員について
三多摩より二宮、中根、村上、藤若の諸氏が全宅連代議員として選出された。

(1) 広告画面の統一について
各業者より発行する広告図は各自思い思いで聊か統一を欠くのうらみありこれが作成に關し審議

四、内山報道出版部長より
オすることに統一方を希望

五、横崎監察委員長より
モクリ業者摘発と取引主任者不常置店舗の査察を行ふことをブロック的に行うこととに決定

一、物件説明書について
去る八月業法が改正せられ十月一日より実施に

- 2 -

は全く行き届いていません。病気と貧困の悪循環は、せんとして続き、今尚日本各地で、生活保護を受けながら、病床に呻吟し、家族の将来に限りない不安を抱き、即ち子供の教育、子供の将来と結婚の問題などに日夜苦悶して、死期を早める被爆者が多いのです。又、貧しい為、家族の為に体が悪いにも拘らず倒れる寸前迄、対や零細の仕事に働く被爆者も、この十四万府中市内にも少なくありません。

この苦しみを救い、原爆症と貧困の悪循環をたち切るには、国家が責任を認めて原爆被害者を保償し、被爆者の医療と生活に対して完全に保障することが急務であり國の責任であると考えます。國家は東京地裁の『原爆判決』が明かにしたように、日本国、自らの権限と責任で戦争を始め、原爆投下の惨害を引き起す原因を作りました。戦後は、米国が世界に対して、原爆投下の責任をかくし、冷い戦争の手段として原爆との被害を利用することに追隨して、被爆者対策をおこたりました。又、サンフランシスコ条約によつて賠償

生活に関する問題は一步も前進していません。被爆者の中には『そのうち被爆者皆んなが死にたえるだろう』という悲壮な声さえ聞かれます。
私達は三十二年の医療法成立が原水爆禁止、被爆者救援の世論が高まるなかで行れ、昭和三十五年の医療法改正と安保条約が改訂に反対する国民運動の直後に行われ、更に衆参両議院の決議が原爆判決の直後に出ている事実を思うにつけ、結局は、國民と被爆者が連帯を深め、被爆者救援運動への國民の強い支援とともに上る世論がない限り、私達が救われない事を痛感しています。

元東大長茅誠司先生を会長とする原爆被災白書推進委員会の運動が進められていくことは、被爆問題の解明に大きな貢献をすると思われます。原爆被害を明らかにすること、被爆者を救援することは、並行して進められねばなりません。私達被爆者も國民であり、すべての目に見えない糸に依つて、しつかりとつながれています。広島、長崎の被爆者が全国にちらばつて

の請求権を放棄し、アメリカの責任を追及したい被爆者の意志を無視してしまいました。このような経過を併せ考えるとき、私達被爆者は、國家は補償する当然の義務をもつと考えるべきと思います。日本唯一の原爆被爆国として平和憲法に示された平和國家の道を歩む以上、國家は原爆被爆者を正しく認め、原爆被害者に被爆国としての被爆者にもあり、國家はそれに対しても保償の責任を取る事に依つて、原爆投下二十二年以上も続いている被害を國民や世界の人の前に明示すべきだと思います。又、同時に憲法第二十五条がかかる『健康で文化的な最低限度の生活』を営む権利が國民の一員としての被爆者にもあり、國家はそれにこたえる義務があると思います。

私達は、この権利の上にたつて、すでに十数年に涉つて『原爆被害者援護法』の制定の運動をつづけ、この結果、昭和二十九年春には、衆参両院の『原爆被害者援護法強化に関する決議』の成立を見る事が出来ました。然るに、この国会の決議がなされて四年以上たつにも拘らず、現実には、医療法の若干の手直し以外、

生きている事は、國民の唯れにも『核戦争を起してはいけない』という誓いを抱かせて居ります。それには被爆者の心に、二十二年間の苦しみを貢いて光りつゝ被爆者のかぎりの決意であります。二十二年間、まがりなりにも日本が戦争に巻き込まれなかつた事は、國民一人一人の戦争体験の上、被爆者の存在と決意が重なり日本国民全体の原水爆被爆体験となつて、強い平和への世論をつくつて來た事を見落すわけにはいかないと思います。

私達は戦後二十二年目の今日、二十二年間叫び続けた事を繰返します。『世界に再び被爆者をつくり出さず。被爆者援護法を制定せよ。そして土地と家を生活と医療を完全に保障せよ。』と
府中の皆さん、否全日本の皆さん。私達の願の為に、今こそ大きな御支援と御協力を願いしたいと存じます。それは私達被爆者の為であると共に、原水爆戦争の阻止と、日本の社会保障への前進に、はかり知ることの出来ない力を与えると思います。

×××××××

次回は原爆放射能が人体に及ぼす影響とそれに因つて起る『家庭の悲劇、生活の破壊等の実例を述べたいと思います。』

一九六七、八月末日

*** 私 見 ***

さきごろ府中支部では本部に対し府中支部を府中稲城支部に改名方、具申をしたが、本部としては今後小支部を併合して大支部設置の方針である旨を聞かされた。即ち三多摩地区を一円とするか三多摩を三分するかは未だつまびらかではないが、兎に角今後は小支部を廃して大支部設置の方針には変りがない様である。尤も大支部にすることの良否は個々の事情があり実現の曉でないと何ともいゝ難いが常識的に考え、可と認めらるゝ点は会員が多ければ多い程、会自体に力がつくこととなり勢い諸種の事業の遂行も容易で利するところが大であることは想像に難くない。然し人の和

という点になると、いう迄もなく同志と雖も地区的意識が強く異色的扱いをするのが当然で仮りに役員問題にしても必ずしも円満にゆくとは考へられずそれやれやが発端となり遂に支部が混乱するという事態もなきにしもあらずである。

今流行の市町村合併も国の方針に従い合併はしたものの、今以て在來のシコリがとれず唯単に村か市に改名された丈に止まり合併による恩恵など少しもないと云うところもあると聞く。

要するに馬は馬、牛は牛で寄り合うのが自然の姿で同業者の協会の如きは少数なりと雖も眞の同志が集合してこそ初期の目的が達せられるものである。

特に行政面に重点をおく市町村の合併と人の和に重きをおく支部の合併はおのずと趣を異にするもので吾々支部の合併こそ簡単に十把一からげに取扱うべきでなく。出来れば人数の如何に拘らず眞の同志のみをして結成するのが本来の姿ではなかろうか!!

※ 盗伐の話(二) *

高野生

T港は対露貿易の港でいつも四五千噸級の船が一、二艘は岸壁に横付けになつてゐる。

その港を囲む様に松と雜木の国有林が四十ヘクタール程あり町の景観からも風致的使命を持つ重要な山林である而もこの国有林は市街地と道を亘て、近接してあるので大きな盗伐はないまでも所謂小盗伐は毎日あるし常習的に盗伐をやつて生活している者さえある。

特に日曜日の如きは山に遊歩する者が数多く入林者は大なり小なりの草や木を取つて行くので少し油断をすると山は見る見る内に荒されてしまう。

或日曜日の日である例によつて山を巡視すると最初に発見したのが六十がらみのお婆さんで薪を三束盗み正に背に負うて出ようとするとそれを取押えた、この婆さん余程気が小さく見え私の大喝に振ふり上り下座しようとする途端ザーと小便が出た。人間恐怖が極度に達すると無意識に女でも立小便が出ると聞き正し

くその通りであると思つた。唯婆さんは一言も語らず手を合せておがむ丈で余りにも可愛想になり氏名などを聞くことなしに放免した。

そして又暫らく行くと今度は十七、八位の色の白い可愛い娘が子供達と一緒にセッセト薪をしてゐる“ドナル”と娘はにやにや笑いあやまろうとしないので却つてこちらが面喰つたが住所氏名を聞いた後おとうさんは何をしておるかと聞いたら小さな声で警察の署長をしておると云うこれを聞いてはまさか連れて行く訳にもゆかずこれ亦無罪放免である。

その次に押へたのが珍らしく精神異状者はどうすることもならず録でもない者ばかりだが夕方にまつて常日頃、にくいと思つていた常習の盗伐犯人を格闘のすえ取押えた。この犯人は非常な凶悪で顔を蒼ざめ鉈を振り上げて私に立ち向つて来たが山の中での一対一であり私も命がけでねじ伏せ漸く捕縄をかけた。

こうした危険をおかし逮捕した犯人ではあるが裁判となると森林法の適用により盗品価格の二倍以下と云

う軽い罰金が課せられても押収した鉈や鋸まで返してやれと云う判決で再び盜伐をせよと言はんばかりである。検挙に当つた者としては、洵に残念であつた。

実際問題として自分が国有林と云う国の貴重な財産を預つておる以上仮令草木一本でも盗まれてゐるものかと若氣の至りで盜伐現場を見付けると無精に腹が立つたものであるが、今から思えば随分危険なこともあつたし可愛想なこともしたのでそつと真剣にならなくともよかつたのではないかとつくづく昔がしのばれる。

紫綬褒章 学問、芸術にすぐれた功績をのこした者に

藍綬褒章 教育衛生等公衆の利益に功勞のあつた人に

紺綬褒章 公益のため私財を寄附し功績のあつた人に

古語寸話 学問、芸術にすぐれた功績をのこした者に

☆ 褒章の色々

褒章の秋である尤も褒章なんか吾々には凡そ縁遠い話しだるがそれでも褒章の種類位は社界人として知つておくのも又無駄ではあるまい

黄綬褒章 業務に精励模範的な人に

紅綬褒章 人命救助をしたものに

緑綬褒章 徳行のいちじるしい人に

三軍を叱咤する將軍を捕虜にすることは出来るが匹夫即ち身分のいやしい人と雖もその志をうばうことが出来ないと云う格言的な古語である。

即ちこの反面には人は匹夫と雖も常に志は高く且つその志を捨てゝはならないと云うことを篤とさせたものと云えよう。

守屋商會

電話 (043) 621-7825 代表

売地	売地	売家	売家	売家	賣家	貸店舗	区分	最寄駅	徒歩	土地	建物	総額	坪単価	備考
桜ヶ丘	東府中	多摩墓地	北野	分倍河原	府中	分倍河原	高幡	直前						
一〇分	二〇分	八分	六分	二十五分	十五分	十五分	十五分	徒歩						
四二坪	八五坪	七〇坪	二八坪	一〇五坪	二三坪	十八坪	五坪上下							
		二三坪	一〇坪	三三坪	十三坪	十五坪	一〇一万							
	浅間町	六五〇万	一八〇万	六五〇万	二六〇万	二五〇万	二棟	新						
四万二千	四万五千	角地	築二年	築五年	天神町	角地	契二十年							

物 件 紹 介

(株) 亜 び す 屋 不 動 产
TEL (0423) 三五七八・七九四〇

二階六丈、四丈半(高級建築)
下六丈、四丈半、六丈の洋間(新築)

区分	最寄駅	徒歩	土地	桜ヶ丘バスにて	桜ヶ丘駅	府中駅	京王線	中河原	住宅地	商住地	店舗地	東上線	桜ヶ丘	関場下車	桜ヶ丘駅前	西武線	大泉学園	分	式分	式分	式分	七分	四〇坪	五分	土 地	建 坪	総額	坪単価	備考
五分	式分	式分	式分	五一分	五一坪	式〇〇坪	四〇坪	五分	五三〇万	五三〇万	由木街道百M入ル中大側	八坪五	式四坪	式四〇坪	式四〇坪	西武線	大泉学園	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
三〇〇坪	五〇〇坪	五三坪	拾七坪	三〇〇坪	三〇〇坪	三〇〇坪	三〇〇坪	三〇〇坪	三万五千	三万五千	高台南向、三〇万ベットタン前側	三万五千	三万五千	三万五千	三万五千	西武線	大泉学園	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
更地	更地	式五坪	拾式坪	更地	更地	更地	更地	更地	更地	更地	角地、デパート、銀行用地	八四八万	式七八万	式七八万	式七八万	西武線	大泉学園	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四千五百万	四千五百万	四五万	拾六万	四千五百万	四千五百万	四千五百万	四千五百万	四千五百万	四千五百万	四千五百万	事務所又ハアパート最適	八四八万	式七八万	式七八万	式七八万	西武線	大泉学園	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
拾五万	高級住宅元将官邸跡	高級住宅元将官邸跡	本ガス、都水道	拾五万	拾五万	拾五万	拾五万	拾五万	拾五万	拾五万	盛等中なるも、拡張移転電付	角地何業も良し私道なし業	角地何業も良し私道なし業	角地何業も良し私道なし業	角地何業も良し私道なし業	西武線	大泉学園	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

右の物件は委任状及び関係書類を保有

* * * * * 编 集 後 記 * * * * *

か。

昭和四十二年十月七日夜

高野しるす

* * * * * 余 談 * * * * *

- 一ヶ月は早い、もう十月号の編集をしなければならない。
- 結城指導部長より同舟の好評を聞き聊か気をよくした。まあ欲得なしで一生懸命編集に当つておるのでうそでも褒めてもらいたいものである。

- 食欲の秋である何を頂いてもうまいが業界がさえないので洵に悲しい次第

- 業法改正で今後の取引は事務的才能が必要となつてきた。特に仲介又は売買物件の説明書は好むと好まざるに拘らず相手方に作成交付しなければ業法違反となり处罚せらるゝので従来の様な口丈の説明で契約が出来た時代と大いに趣を異にしてきた。

- 今後の業者は金にも几帳面を要するが事務的にも几帳面でないとよくある弁勘定的考への面々ではこの仕事は務まらないことになるのではなかろう

婆バーとは、しゅうとめのこと所詮は嫁と仲が悪いのが世の常である。こゝに利口な嫁がいて世間ではいじわる婆サンと評される吾がしゅうとめに対しほとけにもまさる心をしらずして鬼婆バーなりと人は云うなり

と一首を読んでしゅうとめに贈つた。婆サンそれからと云うものは金輪際いじわるをしなくなつたと云う。



東京都宅地建物取引業者倫理規定

1 取引業者は秩序を重んじ責任と奉仕を

忘れない。

1 取引業者は不当な利益を追求せず、公

正にして親切な取引に終始する。

1 取引業者は社会的重責を荷う栄誉を自

覚し、人格を磨き良識を養い研究をゆる

がせにしない。

1 取引業者は業法を遵守し、依頼者に対

し信義を旨とし、誠実公正に職務を行な

わなければならない。



守屋商会

代表者 横峯 優

府中市宮町1~2

府中駅南口すぐ前

電話 (0423) 62-7825 代表

株式会社ゑびす屋不動産

府中支部所属
不動産ゑびす会相談役

代表取締役 結城一等

京王線・府中駅前 京王タクシー横通り

TEL (042361) 3578.7940

都知事免許 (1) 四〇三八号